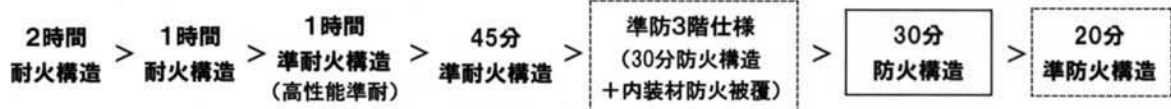


9. EPS防火構造認定の適用範囲について

1) 外壁の防火性能の種類

火災による災害防止を目的に、用途、規模、構造部位等に応じて、建築物には一定の防火性能が要求されます。建築基準法に規定されている外壁の防火性能は、厳しい順に以下の7段階があります。



EPS防火構造8認定はこの内の〈30分防火構造〉に該当し、30分防火構造が要求される外壁及び、下位構造である20分準防火構造が要求される外壁では自主防火構造として適用ができます。加えて、室内側から防火被覆を付加施工することで〈準防3階仕様〉に対しても適用可能です。

〔該当法令〕

- (1) 耐火構造：法2条七号(技術的基準：令第107条、例示仕様：建告第1399号)
- (2) 準耐火構造：法2条七号の二
 - ① 1時間準耐火構造(技術的基準：令第115条の2の2、例示仕様：建告第1380号)
 - ② 45分準耐火構造(技術的基準：令第107条の2、例示仕様：建告第1358号)
- (3) 準防3階仕様：法62条第1項(令第136条の2、例示仕様：建告第1905号)
- (4) 防火構造：法2条八号(技術的基準：令第108条、例示仕様：建告第1359号)
- (5) 準防火構造：法23条(技術的基準：令第109条の6、例示仕様：建告第1362号)

2) 防火地域、準防火地域、法22条地域における、EPS防火構造8認定の適用範囲

防火地域、準防火地域、法22条地域の指定は、建物が密集した市街地等について、火災などの災害から都市を守ろうとするための規制で、その種類で以下の通りです。

- 〔防火地域〕 都市の中核となる都市部の〈商業地域〉内に指定されます。
- 〔準防火地域〕 都心と郊外の住宅地の中間の地区で建物が建ち並んでいる〈近隣商業地域〉、〈商業地域〉内に指定されます。
- 〔法22条地域〕 通常火災による延焼拡大防止を目的に、防火地域、準防火地域以外の市街地で指定されます。

① 木造戸建住宅 〈戸建住宅〉は特殊建築物に該当しないため、防火認定が意外に広く適用できます。

〔防火地域〕 戸建住宅(共同住宅も同様)は木造で建設できません。

〔準防火地域〕 2階建以下且つ、延べ面積500㎡以下の規模で適用ができます。

なお、3階建については、建告第1905号第1(外壁の構造方法)第一号に定められる、以下に示す、防火被覆のいずれか(イ、ロ、ハ)を、EPS防火構造8認定仕様の内装材(石膏ボード9.5mm以上)の上から更に重ね張りして施工することで、令第136条の2第三号の技術的基準(準防3階仕様)を満たすことができるため、延べ面積500㎡以下の規模で建設可能とできます。

〔建告第1905号第1第一号に定められる防火被覆〕
 イ、厚さ12mm以上の石膏ボード
 ロ、厚さ5.5mmの難燃合板又は厚さ9mm以上の石膏ボードの上に厚さが9mm以上の石膏ボードを張ったもの
 ハ、厚さが7mm以上の石膏ラスボードの上に厚さが8mm以上の石膏プasterを塗ったもの

〔法22条地域〕 3階建以下且つ、延べ面積3000㎡以下の規模で適用ができます。

② 木造共同住宅 〈共同住宅〉は特殊建築物に該当します。そのため適用範囲が戸建住宅に比べ狭く、3階建には適用できません(高性能準耐火構造が必要)。

〔準防火地域〕 2階建以下且つ、延べ面積500㎡以下の規模で適用ができます。

〔法22条地域〕 2階建以下及び2階の面積が300㎡未満且つ、延べ面積3000㎡未満まで適用ができます。